

(趣旨)

第1条 この要綱は、淡路津名生穂国際経済地区に高度な技術力や優れた経営手法を有する外国・外資系企業の立地を促進することにより、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、新たにオフィスビル等の建物に入居する者（以下「事業者」という。）に対し、兵庫県が実施する産業立地促進補助金交付要綱（平成27年8月1日施行。以下「県要綱」という。）別表に規定する外資系企業向けオフィス賃料補助金（以下「県補助金」という。）と共同して淡路市外国・外資系企業向けオフィス賃料補助金（以下「市補助金」という。）を交付することについて、淡路市補助金等交付規則（平成17年淡路市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィス 企業の事務所又は営業所に使用されるスペースをいい、当該スペースを活用して研究所、倉庫、簡易な作業場等（店舗及びコワーキングスペースを除く。）に利用するものを含む。
- (2) オフィスビル等の建物 主に企業のオフィスとして利用することを目的として賃貸借の用に供された施設（国、地方公共団体若しくはこれらの全額出資に係る法人又は淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者が所有し、又は管理するものを除く。）をいう。
- (3) 外国企業 外国の法令に基づいて設立された法人をいう。
- (4) 外資系企業 国内の法令に基づいて設立された法人であって、一の外国企業により所有されるその株式の数又は出資の金額の、その発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が3分の1を超えるものをいう。
- (5) 淡路津名生穂国際経済地区 市内において産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号。以下「県条例」という。）第5条第3項の規定に基づき指定された国際経済地区をいう。
- (6) 賃借料 オフィスビル等の建物内のオフィスを賃借する者が、賃貸人との間で賃貸借契約を締結し、賃貸人に対して定期的に支払う賃借料（共益費並びに消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）をいう。

(補助対象事業者)

第3条 市補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、令和3年4月1日以後に淡路津名生穂国際経済地区内のオフィスビル等の建物にオフィスを設置する企業のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県条例第2条第1号に規定する立地促進事業を行う者であって、県補助金の交付対象となる者であること。
- (2) 当該オフィスビル等の建物において行う事業が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当するもの
 - イ 宗教活動又は政治活動に関するもの
 - ウ ア及びイに定めるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
- (3) 国、地方公共団体又はこれらの全額出資に係る法人でないこと。

- (4) 淡路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 県要綱別表に規定するオフィス立地促進賃料補助金及び淡路市オフィス立地促進賃料補助金交付要綱（令和3年淡路市告示第106号）による補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4条 市補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、淡路津名生穂国際経済地区内のオフィスビル等の建物への入居に伴い、補助対象事業者が賃貸人に支払う賃借料とし、最初に市補助金の交付の申請をした日（以下「交付申請日」という。）から36か月分を限度とする。

（市補助金の額等）

第5条 市長は、補助対象事業者に対して、予算の範囲内において、次の各号に定める方法により算定した金額を補助することができる。

- (1) 市補助金の額は、1会計年度当たりの補助対象経費の額に4分の1を乗じて得た額と、オフィスの床面積1平方メートルにつき月額750円を乗じて得た額に、当該年度の市補助金の対象となる月数を乗じて得た額のいずれか低い額とする。ただし、当該市補助金の額が1会計年度につき100万円を超えるときは、100万円とする。
- (2) 補助対象期間を算定する場合において、交付申請日が月の途中であるときは、当該月の翌月から起算し、36か月に満たず月の途中で退去したときは、当該月の前月までとする。
- (3) 会計年度の途中で補助対象期間が開始され、又は満了する場合の1会計年度当たりの市補助金の上限額は、第1号ただし書に規定する上限額を12で除して得た額に、当該年度の市補助金の対象となる月数を乗じて得た額とする。
- (4) 補助対象事業者が、補助対象期間内に淡路津名生穂国際経済地区内の他のオフィスビル等の建物に移転（同一建物内で移転する場合を含む。）した場合において、移転後においてもなお、この要綱の要件に該当するときは、移転前の交付申請日から36か月分を限度として補助するものとする。
- (5) 前号の移転の日が月の途中の日である場合の補助対象期間には、当該月の賃借料の支払額が月額と定められる場合の月を含み、日割り等により計算される場合の月を含まないものとする。この場合において、移転の月の賃借料が移転前と移転後において、いずれも月額と定められた賃借料を重複して支払うときは、移転後の賃借料のみを補助対象経費とする。
- (6) 第1号及び第3号の算定において1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 この要綱による市補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、淡路津名生穂国際経済地区内で事業を開始した日から2週間以内に、淡路市外国・外資系企業向けオフィス賃料補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により初めて申請した日の属する年度の翌年度以後の補助金の交付申請は、当該年度の4月14日までにしなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、当該申請者に対し、淡路市外国・外資系企業向けオフィス賃料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、その旨通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、規則第16条の規定による交付決定の取消しのほか、前条の規定による交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）が賃借料を滞納している事実が判明した場合は、滞納月以後の交付決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、交付決定事業者が入居する建物が第2条第2号に規定する要件に該当しない事実が判明したときは、当該交付決定事業者の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 規則第16条又は前2項の規定による交付決定の取消しを受けた交付決定事業者は、当該取消し以後においてこの要綱による市補助金の交付を受けることができない。

(事業の承継)

第9条 交付決定事業者が合併等により事業を他の補助対象事業者に承継し、当該事業の承継を受けた者(以下「事業承継者」という。)が継続して市補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ事業承継申請書(様式第3号)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、事業の継続性等を審査し、承継の可否を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の決定をしたときは、当該申請者に対し、淡路市外国・外資系企業向けオフィス賃料補助事業承認(不承認)通知書(様式第4号)により、その旨通知するものとする。
- 4 事業の承継が承認されたときは、交付決定事業者がこの要綱に基づき得ていた権利及び義務は、事業承継者が承継する。

(調査)

第10条 市長は、市補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定事業者に対して、関係書類の提出を求め調査等を行うことができる。この場合において、交付決定事業者は、誠意をもってこれに協力しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定事業者は、規則第12条の規定による実績報告を行うときは、淡路市外国・外資系企業向けオフィス賃料補助事業実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(市補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき市補助金の額を確定し、規則第13条に規定する補助金等交付確定通知書により当該交付決定事業者へ通知するものとする。この場合において、確定した市補助金の額が交付決定の額と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

(市補助金の支払)

第13条 前条の規定により市補助金の額の確定を受けた交付決定事業者が市補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条第3項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに市補助金を交付する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条の規定により交付の決定を受けた交付決定事業者並びに第9条の規定によりその権利及び義務を承継した事業承継者に対するこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。